

プログラムの概要と 利用方法について



国立研究開発法人 土木研究所
河道保全研究グループ 水工チーム

水工チームで開発したプログラム一覧

水工チームで開発した以下のプログラムを利用していただくことが可能です。
利用にあたっては、各プログラムの概要・利用手続きの方法等をご確認いただき、
各問い合わせ窓口までご連絡ください。

- ・ 1次元貯水池河床変動計算プログラム
- ・ 鉛直2次元貯水池流動計算プログラム
- ・ 平面2次元河床変動計算プログラム

ソフトの紹介

1 次元河床変動モデル

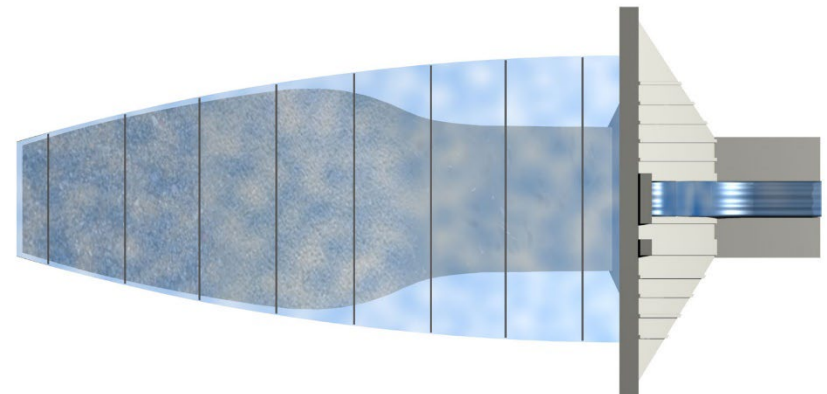
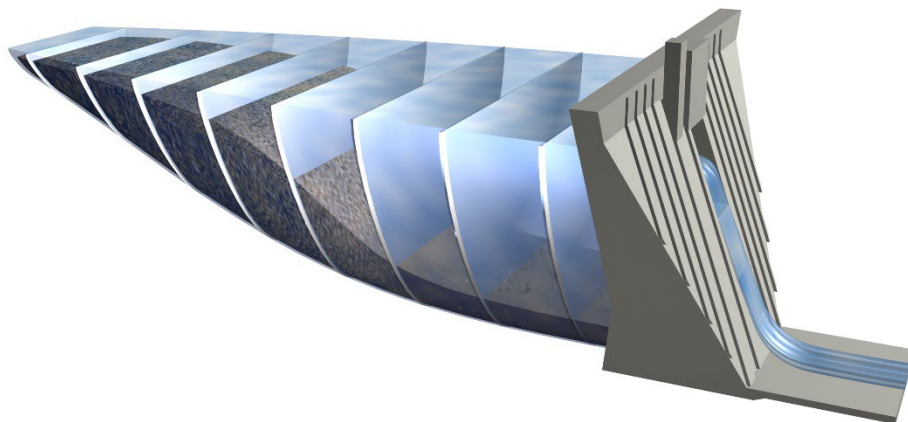
INPUT

貯水池形状
(基岩、堆砂)
貯水位
流入水量
粒径毎流入土砂量等

水の流れの計算
土砂移動の計算

OUTPUT

堆砂量
堆砂形状
堆砂の粒度分布
放流水の土砂濃度
と粒度分布等



ソフトの紹介

鉛直2次元モデル

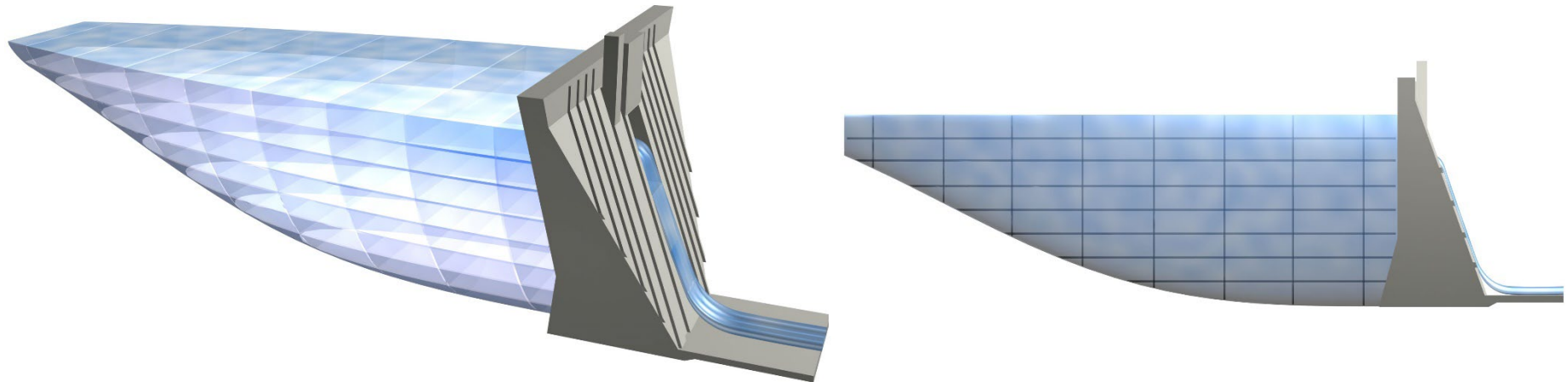
INPUT

貯水池形状
流入水量
放流量
流入水温
粒径毎流入土砂量
気象情報等

水の流れの計算
土砂（濁質）輸送
の計算
熱輸送の計算

OUTPUT

流速分布（縦断面）
土砂濃度分布
水温分布
貯水位
放流土砂濃度
放流水温



ソフトの紹介

平面2次元河床変動モデル

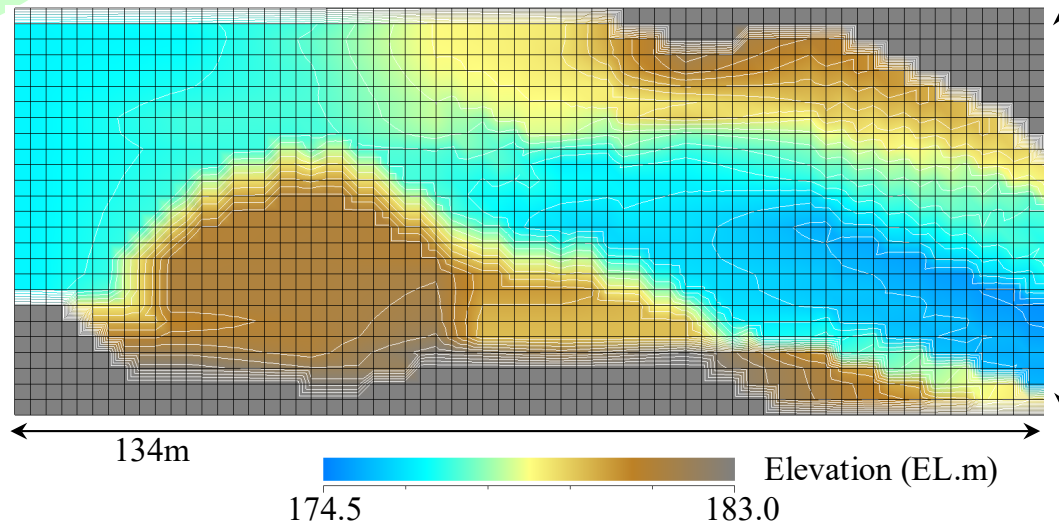
INPUT

貯水池形状
(基岩、堆砂)
下流端水位
流入水量
粒径毎流入土砂量等

水の流れの計算
土砂移動の計算

OUTPUT

堆砂量
堆砂形状
堆砂の粒度分布
放流水の土砂濃度
と粒度分布等



利用方法

手続き等の流れ

●窓口へお問い合わせいただく

手続き関係窓口：技術推進本部 TEL : 029-879-6800

E-mail : chizai@pwri.go.jp

技術関係窓口 : 水工チーム TEL : 029-879-6783



●プログラム使用の契約

プログラム使用の申請書をご提出いただく

- ・ 1 業務あたり使用料

(1 次元モデル：¥36,000 、鉛直2次元・平面2次元：¥45,000)

- ・ 営利目的でない場合は無償



●利用開始

通常は、一度土木研究所にお越しいただき、半日程度のご説明、その後は電話・メール等でサポートいたします。



- 年度の前半、後半に 「使用状況報告書」 を提出いただく。

- 使用料を支払いいただく。

利用方法

（使用権の内容及び制限）

乙は、本プログラムの二次的著作物の作成を行ってはならない。ただし、乙は、本プログラムを乙の電子計算機においてより効果的に利用し得るようになるために必要な範囲において、本プログラムを改変することができるものとする。

ソースコードを提供

プログラム使用許諾契約書

国立研究開発法人土本研究所（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、甲が一切の権利を有するプログラムを乙が使用するに際して、次の条項により使用許諾契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（使用権の種類）

- 第1条 甲は、乙に日本国内で使用を許諾する次のプログラム（以下、本プログラムという。）の使用権は非独占的なものであり、甲は甲及び乙以外の者（以下、「第三者」という。）にも本プログラムの使用を許諾できるものとする。
- 登録番号 P 第10008号-1
プログラムの名称 平面2次元河床変動計算プログラム
- 2 本プログラムの著作権及び所有権は全て甲に帰属し、乙は本契約に基づき本プログラムの使用権のみ取得する。

（本契約の期間）

- 第2条 本契約は平成 年 月 日から平成 年 月 日まで有効に存続するものとする。

（使用権の内容及び制限）

- 第3条 乙は、本プログラムを乙の事業所内において、乙が受注した業務のためにのみ使用するものとする。
- 2 乙は、本プログラムを第三者に対して、複製、頒布、譲渡、貸与してはならない。
- 3 乙は、本プログラムの二次的著作物の作成を行ってはならない。ただし、乙は、本プログラムを乙の電子計算機においてより効果的に利用し得るようになるために必要な範囲において、本プログラムを改変することができるものとする。

（報告）

- 第4条 乙は、1年を4月1日から9月30日まで及び10月1日から翌年の3月31日までの2期間に分け、当該各期間における本プログラムの使用状況を記載したプログラム使用状況報告書（別紙様式）を作成し、当該期間終了後1箇月以内に、甲に対し提出しなければならない。
- 2 甲は、本プログラムの使用状況を把握するため必要があると認めるときは、乙から本発明の実施状況その他実施に関する事項について更に詳細な報告を求めること又は乙の事業所に甲職員若しくは甲の指定する代理人を派遣して、実施に関する帳簿書類その他の物件を調査することができる。この場合、乙は正当な理由なく、調査や報告を拒むことはできない。
- 3 甲は、前項に規定する調査に基づいて知得した乙の技術上、営業上の事実、資料、情報について守秘義務を負い、前項の調査のために派遣した甲職員又は甲の指定する代理人に同様の守秘義務を課すものとする。

（使用料）

- 第5条 乙は、本契約期間中、甲に対し次のとおり使用料を支払う。
- 乙が本プログラムを使用した業務1件当たり45,000円で算出される金額に、消費税相当額を加えた額
- 2 乙は、甲が定める支払期限までに前項の使用料を納付しないときは、支払期限の翌日から支払日までの日数に応じて、未納額につき年5.0%の割合で計算した延滞金を、甲に支払わなければならない。
- 3 乙は、既に支払われた使用料については、理由の如何を問わず返還の請求をすることはできない。

（プログラムの更新）

- 第6条 甲は、乙に対して本契約期間中、本プログラムの修正版、改良版を無償で提供する。なお、当該修正、改良されたプログラムの取り扱いについては、本契約を適用する。

（秘密保持）

- 第7条 乙は、本プログラムの内容を秘密として扱い、甲が事前に書面により同意しない限り、乙以外の第三者に開示してはならない。
- 2 前項の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

（契約解除）

- 第8条 甲は、乙が本契約に違反した場合、その是正を催告し、催告後30日以内に乙が当該違反を是正しないときは、本契約を解除することができる。
- 2 甲は、次の各号に該当する事由があるときは、乙に対し何らの通知及び催告を行うことなく、ただちに本契約を解除することができる。
- 一 乙に、本契約を継続することができない重大な背信行為があるとき
- 二 乙の資産、信用、支払い能力等に重大な変更が生じたとき
- 3 甲は、前項第1号に該当する場合には、乙に対し損害賠償の請求をすることができる。
- 4 乙は、第1項及び第2項並びに第2条の規定により本契約が終了した場合には、本プログラム及びその複製物を甲の選択により甲に返却するか、全て破棄しなければならない。

（損害の免責）

- 第9条 甲は、本プログラムの使用及び使用不能、その他本契約書に関して生じる乙の損害に対して、一切の責任を負わないものとする。
- 2 乙が本プログラムを使用することにより、第三者の権利を侵害した場合においても、甲はその侵害に対して、一切の責任を負わないものとする。

（裁判管轄）

- 第10条 本契約に関する訴えは、東京地方裁判所を合意の管轄裁判所とする。

（疑義の決定）

- 第11条 本契約に規定なき事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ1通を保管する。

平成 年 月 日

甲 茨城県つくば市南原1番地6
契約職
国立研究開発法人土本研究所
理事長 魚本 健人 印

乙 〇〇〇〇〇〇〇〇（住所）
〇〇〇〇〇（社名）
代表取締役社長 〇〇 〇〇 印